

もろかずお Vol.26 ニュース

北本市議会議員 会派みらい れいわ新選組公認

毛呂一夫 (もろ かずお)



公式ホームページ



ご意見箱

ご意見・ご相談お寄せください

☎080-5871-3536



議会録画配信

北本をずっと 住み続けたい街にする

令和8年 第1回 北本市議会定例会一般質問(2)

市民が便利に移動できるまちについて(高齢者外出支援の実証実験関連について)

【質問要旨】 社協との協力の元、高齢者外出支援実証実験が実行されたが、この65歳以上のドライバー(車保有者)の方が送迎補助をする実証実験での車の保険対応はどうなっていますか？

【答弁要旨】 北本市社会福祉協議会と協議の上、令和7年7月から11月にかけて高齢者外出支援実証実験を実施いたしました。5名の有償運転ボランティアと延べ45名の方に送迎付きの付き添い支援を行いました。本事業の有償運転ボランティアは、運転による固有の対価を求めておらず、付き添いサービスを中心とする対価となるため、道路運送法で規定する有償運送には該当しません。問題点は3つ、①有償運転ボランティアの養成・確保、②自動車保険等への加入、③業務を委託することが可能な事業者の選定を行うです。車を提供していただく方の自動車保険について、公費により3種類の保険へ加入しました。

①外出支援サービス専用の自動車保険

支援者が自家用車にかけている保険とは別に加入するもの。

②ボランティア保険

自宅から車での移動中や買い物の際に、支援者や利用者が転倒などでけがをした場合に適用。

③賠償責任保険

付き添い支援中に、支援者が誤って利用者にはけがをさせたり、利用者の持ち物を破損してしまった場合などの補償。

令和8年度の生活支援体制整備事業の中で新たに「付き添い支援事業」を実施。令和8年度の事業では、令和7年度に行った移動支援を市内全域に拡大、主に4つの地域包括支援センターから、お一人での外出が困難な高齢者の情報提供を受けて、高齢者と有償運転ボランティアとのマッチングを行う予定。



【総括】 本事業の有償運転ボランティアは付き添いサービスを中心とする対価となるため、道路運送法で規定する有償運送には該当しないとのことでした。市民の有効な移動手段となりますので、ぜひこの取り組みを拡充して行って下さい。

